

## 随意契約理由書

### 工事名： 堺泉北港 泉大津地区 防災テレメータシステム移設工事

本工事は、泉北検潮所に設置されている防災テレメータシステムが津波・高潮時に水没しないようかさ上げを実施するものであります。

当該電気設備は、製造者が独自に開発設計した技術等が採用されており、工事を実施するにあたってはシステムの機器構成の把握及び専門知識など特別な能力が必要です。

以上の事由により、当システムの設計・製作・施工を実施した三菱電機株式会社からメンテナンス部門及び移設工事部門を受け継いだ**西菱電機株式会社大阪支社以外に本工**事を遂行できるものがないため、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、西菱電機株式会社大阪支社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。